

市内 医療・介護・障害者施設事業者の皆様へ

赤平市医療・社会福祉施設等物価高騰対策支援金

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中において、物価高騰の影響を受けている、市内の医療施設等、介護施設および障害者施設の事業者を対象に、物価高騰対策支援金を交付し負担を軽減することで、市民生活に必要な医療および福祉サービスの安定的かつ継続的なサービス提供を支援します。

◆支援金交付対象

申請時において、次のすべてに該当する事業者

- 1 本市に医療施設等、介護施設または障害者施設のいずれかを有していること。
- 2 申請時において、事業を営んでいること。

該当になる事業者の種類

【医療施設等】

病院・診療所・歯科医院・薬局(保険薬局のみ)・施術所(あん摩マッサージ指圧・はり・きゅう・柔道整復)

【介護施設】

介護サービス事業所・軽費老人ホーム
・有料老人ホーム

【障害者施設】

障害福祉サービス事業所

◆支援金交付額

一事業者 10万円



ただし、事業者が市内に運営する入院、入所系および通所系サービスの事業所がある場合は、次の通り加算となります。

▷入院・入所系サービス➡10万円

▷通所系サービス➡5万円

◆申請手続

該当する事業者には、あらかじめ申請書を通知しています。ほかに、該当になるが申請書が届いていない事業者がありましたら、お問合せください。

◆申請期限

令和5年1月31日(火)

問合せ 介護保険係 ☎ 32-2217



両手人さし指を左右から引き寄せて上下に置き



左手の親指と4指の間に右手2指の輪(お金)を入れる



第66回

「お年玉」

手話モデル 高橋 紀子 さん
(赤平手話の会)

赤平市新型コロナウイルス感染症対策事業

「オールあかびら！たすけ愛商品券」を郵送しました

市民一人につき1万円分

- ❑「共通商品券5千円分」(1,000円×5枚)
登録取扱店全店で使用可
- ❑「地域商品券5千円分」(500円×10枚)
登録店のうち飲食店や個人商店などの「中小規模店舗」のみ使用可

使用期限 2月28日(火)

▶12月1日現在、市内に住民登録がある方が対象

▶申請の必要はありません

※まだ受け取られていない方は、お手数ですが下記までご連絡ください。

問合せ 市役所商工労政係 ☎32-1841

見本



中小企業等物価高騰緊急支援金のお知らせ

新型コロナウイルス感染症や物価高騰の影響を受けている市内事業者を支援します。

対象者

赤平市内に住所または事業所を有し、今後も事業を継続する意思のある方。

支援金額

- 個人事業者 5万円
- 法人事業者 10万円

雇用者加算

令和4年12月1日現在で雇用する雇用保険被保険者ひとりにつき1万円を左記支援金額に加算して交付します。

交付要件

下記の①、②を両方満たす必要があります。

①売上要件

令和3年(2021年)11月以降のいずれかの月の売上高が、平成30年(2018年)11月から令和2年(2020年)3月までの同月の売上高と比較して20%以上減少していること。

②原材料コスト要件

令和3年(2021年)11月以降のいずれかの月に事業のために購入した原材料・資材などの単価が、令和2年(2020年)11月から令和3年(2021年)10月までのいずれかの月に購入した単価よりも増加していること。



※交付要件は、北海道が実施する「道内事業者等事業継続緊急支援金」の給付要件と同様です。「道内事業者等事業継続緊急支援金」の給付決定を受けている場合、赤平市が実施する本支援金の申請書類を省略できる場合があります。

※申請書類や添付が必要な書類について、詳しくはホームページをご覧ください。

申請期限 2月28日(火)

問合せ 市役所商工労政係 ☎32-1841